

報道機関 各位

記者発表資料

平成18年12月1日（金）

問い合わせ先：障害福祉課

担当：黒澤、山本

電話：829-1304

内線：3052

## 障害者自立支援法施行後の影響に対する激変緩和策について

障害者自立支援法施行後の影響について、状況の把握に努めてまいりましたが、法施行後5か月間のサービス利用状況は全体的に減少しており、その影響を受け施設の収入も減収となっています。

また、市議会9月定例会においては、障害者自立支援法関連の条例改正に対し、「法の趣旨を踏まえ、本市独自の激変緩和策を講じること」という付帯決議が全会一致で採択されました。

以上のことを踏まえ、さいたま市独自の激変緩和策を実施し、障害福祉サービスの利用及び提供体制の安定化を図るため、12月議会に補正予算を提案します。

### 1 事業内容

#### (1) 在宅サービス利用者の利用者負担助成 7,000千円

在宅でホームヘルプ、ショートステイ、児童デイサービス、グループホーム、通所施設等を利用する市町村民税非課税世帯の障害者に対し、利用者負担の1/2を助成する。

#### (2) 障害児施設利用者の利用者負担助成 2,000千円

障害児施設（入所、通園）の利用について、子育て支援策による経済的支援の一環として、児童手当受給基準に準じた所得の保護者に対し、利用者負担の1/2を助成する。

#### (3) 通所施設の運営安定化支援 13,069千円

日額払いによる施設報酬の減額を緩和し、利用者へのサービス水準を確保するため、通所施設に対し、欠席日の1/2相当額を助成する。

#### (4) 障害者施設新体系移行支援事業（県補助事業） 1,000千円

障害者自立支援法に基づく障害者施設の新たな体系移行を促進するため、新体系に移行後、補助メニュー事業を実施した施設に対し助成する。（県1/3・市1/3・事業者1/3）

- 【補助メニュー】
- ①施設からの就労支援
  - ②サービス水準の向上
  - ③施設退所者へのアフターケア
  - ④その他

- 2 予算総額 23,069千円
- 3 施行日 平成19年1月1日  
（「障害者施設新体系移行支援事業」は平成18年10月1日適用）
- 4 実施期間 障害者自立支援法は法施行後3年を目途に法の見直しが予定されているため、平成20年度までの措置とする。